

# 鎌倉静養館 由比ガ浜居宅支援センター 運営規程

社会福祉法人鎌倉静養館

## 第1章 事業の目的と運営の方針

### 第1条（事業の目的）

社会福祉法人鎌倉静養館が開設する鎌倉静養館由比ガ浜居宅支援センター（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とします。

### 第2条（運営の方針）

- 1 事業者は、介護保険法などの主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行います。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 1 名称  | 鎌倉静養館 由比ガ浜居宅支援センター  |
| 2 所在地 | 神奈川県鎌倉市由比ガ浜4丁目4番30号 |

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### 第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 1 管理者1名（主任介護支援専門員と兼務）  
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たります。
- 2 介護支援専門員 2名以上  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たります。  
※介護保険法第8条に基づき居宅介護支援を提供します。

### 第3章 営業日及び営業時間

#### 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 1 営業日 月曜日～金曜日とします。  
但し祝日と12月30日から1月3日までを除きます。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとします。

### 第4章 同意と契約

#### 第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者及び従業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

#### 第7条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

### 第5章 サービスの提供

#### 第8条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、鎌倉市、藤沢市、逗子市とします。

#### 第9条（居宅介護支援の内容と提供方法等）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収致しません。

- 1 利用者の相談を受ける場所は事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所で行います。
- 2 自宅に訪問し課題分析しサービス計画書原案を作成します。
- 3 サービス担当者会議を開催しケアプランを交付後サービス利用開始となります。
- 4 介護支援専門員が居宅に訪問しモニタリング実施。頻度最低月1回行います。

#### 第10条（サービスの取り扱い方針）

- 1 事業者及び従業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行います。
- 2 事業者及び従業者は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 3 事業者及び従業者は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 4 事業者及び従業者は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。
- 5 事業者及び従業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

### 第6章 従業者の服務規定と質の確保

#### 第11条（従業者の服務規定）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 1 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

#### 第12条（勤務体制等）

- 1 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。
- 2 従業者は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて掲示します。

#### 第13条（従業者の質の確保）

居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備します。

#### （事業継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

(衛生管理)

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

第14条（個人情報の保護）

- 1 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書等により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

第15条（人権の擁護及び虐待防止）

- 1 虐待防止、身体拘束等の適正化を推進するための従業者に対し定期的に研修を実施します。
- 2 虐待防止のために必要な措置を講じます。  
※虐待相談窓口の設置、事業所にて再発予防委員会の開催、指針マニュアル整備
- 3 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 4 行政と連携し成年後見人制度利用等の支援を行います。

第7章 事故発生時の対応

第16条（事故・災害発生時の対応）

- 1 事業者は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 第8章 その他

### 第17条（記録の整備）

- 1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

### 第18条（苦情処理）

- 1 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提供・提示の求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、神奈川県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、神奈川県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

### 第19条（その他）

事業者は男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないように指針を明確化し必要な措置を講じます。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、1999年（平成11年）10月1日から施行する。

2001年（平成13年）12月1日 一部改正

2002年（平成14年）10月1日 一部改正

2003年（平成15年）2月1日 一部改正

2004年（平成16年）9月1日 一部改正

2005年（平成17年）10月1日 一部改正

2006年（平成18年）4月1日 一部改正

2007年（平成19年）	8月1日	全面改正
2015年（平成27年）	10月1日	一部改正
2017年（平成29年）	8月1日	一部改正
2020年（令和2年）	2月1日	一部改定
2021年（令和3年）	7月1日	一部改訂
2022年（令和4年）	4月1日	一部改訂
2024年（令和6年）	4月1日	一部改訂
2025年（令和7年）	1月1日	一部改訂